

新規学卒者を採用した市内事業所の皆様へ

普通免許取得の費用の一部を補助します！



石狩市では、新規学卒者の市内企業への就業を促し、人材確保につなげるための支援策として、市内の中小企業等様が新規学卒者に対する普通自動車運転免許の取得費用を負担した場合に、その2分の1相当額（上限20万円）を助成します。



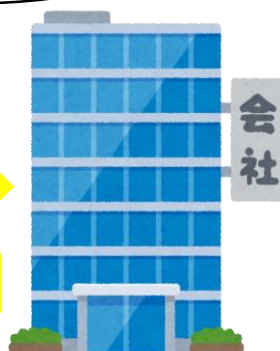
平成29年4月1日～申請日までに普通運転免許を取得

新規学卒者
新入社員



入社

費用負担



申請

補助金



【例1】

《新規学卒者》免許費用42万円を支払い

《企業》免許取得費用42万円を負担

《市》企業負担費用の1/2相当額（上限20万円） $42万円 \times 1/2 = 21万円$ 上限20万円助成

【例2】

《新規学卒者》免許費用40万円支払い

《企業》免許取得費用の一部20万円を負担

《市》企業負担費用の1/2相当額（上限20万円） $20万円 \times 1/2 = 10万円$ 助成

《問合せ・申請先》

石狩市企画経済部商工労働観光課労政担当

☎0133-72-3166

詳細な条件や申請に関しては、裏面をご参照ください。

補助対象条件

【事業所】

- (1) 市内に事業所を有していること。
- (2) 下記に定める新規学卒者を雇用していること。
- (3) 対象新規学卒者に係る免許の取得に要した費用（申請日の属する年度又はその前年度に要した費用に限る。）を負担すること。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 石狩市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第20号）第2条第1号の暴力団、同条第2号の暴力団員又は同条第3号の暴力団関係事業者でないこと。

【新規学卒者】

- (1) 市内の事業所に勤務していること。
- (2) 期間の定めのない労働契約を締結し、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1号に規定する一般被保険者となっている正規職員であること（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者を除く。）。

助成額

中小企業等が負担した免許取得費用の2分の1相当額（新規学卒者1人につき上限20万円）。

申請時必要書類

【事業所】

- 交付申請書（別記第1号様式）
- 法人の登記事項証明書の写し（個人事業主を除く）
- 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- 中小企業等が免許取得費用を負担した領収書等又はその写し

【新規学卒者】

- 卒業証書又は卒業証明書の写し
- 運転免許証の写し
- 免許取得費用に係る領収書又はその写し



《問合せ・申請先》
石狩市企画経済部
商工労働観光課労政担当
☎0133-72-3166